

倶知安 農業委員会だより

NO.14 平成23年1月1日

〈発行 者〉

倶知安町農業委員会（第20期委員）

倶知安町北1条東3丁目3番地

電話 56-8017

FAX 23-2044

noui@town.kutchan.lg.jp

※町HPにもUPしております。

迎春



(写真提供：農業委員・安達進)

明けまして
おめでとうございます

農業委員会会長
伊達 隆

新しい年を迎え、皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

昨年の世相一文字で表す漢字が「暑」に決まったことが、報道されておりました。

私たち農家にとっても、近年にない暑さの中での農作業となった一年でした。

暑ければ、農作物の生育が順調になるわけではなく、夜も気温の高い日々が続くとともに、収穫時期の大雨が追い討ちをかけ、収量は例年にならない大幅な減少となりました。不作ではなく、災害であった年と言う方もいます。

さて、TPP（環太平洋パートナーシップ協定）についてですが、皆さんも報道などにより、聞いた方も多いかと思えます。

この件については、昨年十二月の定例町議会でも取り上げられ、倶知安町議会としても、交渉への参加を行わないよう求める意見書を可決をいただいたところで、

この交渉への参加をすると原則、関税を百パーセント撤廃するため、大規模農家が多い米国・豪州と比べ、土地や社会条件などで大きな開きがあるため、専業農家が多い北海道においては、地域社会の崩壊さえが危惧され、関連産業を含めると二兆円を超えるとともに、洪水防止、景観保全などの多面的機能の評価額も一兆円を超えるといわれています。

町民の皆さんにもご支援いただければ幸いです。終わりに、今年も、健康で多幸の一年となるようご祈念申し上げます。

農業施策に関する建議を行ないました

建議特別小委員長 田村裕昭

農業委員会では、法律による農業政策を町政に反映させるため、毎年、町長に対して建議書を提出しています。

今回の建議書では、経営安定対策や昨年からスタートした戸別所得補償制度関係、TPP（環太平洋パートナーシップ協定）交渉への反対、土づくり対策、担い手対策、獣害対策など、町の基幹産業の農業を守るための建議をしました。

農業委員会は、俱知安町農業の発展・振興と安全な食生活を維持するため、今後も建議をして参ります。

平成二十三年度農業振興施策に関する建議書（概要）

一 経営安定

農家が元気でないと町の活性化はありません。災害とも言える年こそ、町として独自支援施策により、農家経営の安定対策をお願いします。

二 戸別所得補償

昨年度からスタートした戸別所得補償は今年から畑作も含めての本格的な実施になるため、農業者へ制度の情報を逐次お願いします。

三 TPP交渉への反対

我が国が参加を検討しているTPP（環太平洋パートナーシップ協定）は、原則百パ

四 土づくり対策

土づくり対策は、農業者にとって安全・安心な農作物を育てるためには、基本です。で、堆肥導入、病害虫対策などの助成をお願いします。

五 担い手対策

農業情勢が不透明な中、安心して農業に取り組める環境づくりが重要です。

担い手等の対策とともに、農業後継者と農業教育振興のためにも、道立・俱知安農業高校の存続をお願いします。

六 獣害対策

熊やシカによる農作物の被害が増えています。

安全に農作業を行うために箱なわの設置、電気柵の設置等の強化をお願いします。

七 農業委員会活動費等の助成措置について

農地法の改正により、農業委員会の行なう業務が大幅に拡充されておりますので、重厚な予算措置をお願いします。

認定農業者協議会のページ

即売会終了お礼

11月3日に開催した即売会には、天候の悪い中、大勢の町民にご来店をいただきありがとうございました。

即売会には、会員から無償提供を受けた自慢の農作物を販売し、皆様に喜んでいただけたと思います。

研修会を開催しました

11月24日に開催した研修会では、平成23年度の戸別所得補償について、北海道農政事務所地域第三課長・菊池雅之氏を講師にお招きし、70名余りが出席して研修しました。

昨年度からスタートした戸別所得補償が今年から畑作も対象となるなど今後の農業経営に係わる重要な内容であり、出席した会員からは熱心に質問がありました。



「即売会の様子」



昨年のように管内農業は融雪の遅れにより、春耕作業は大幅に遅れ、温度の高低温が周期的に極端に変化した中で、播種や定植作業に影響が出ました。

6月から8月の北海道の気候は、例年発生するオホーツク高気圧の発生が少なくその影響をほとんど受けずに、勢力の強い太平洋高気圧の影響を受けた高温の空気が流入したことにより、俱知安気象観測も平均気温が平年よりプラス2.4℃とかなり高く、降水量も平年比170%とかなり多く、昨年の夏を一言で表すと「猛暑多雨」と表現されるそうです。

夏の高温多雨と日照不足などの天候不順により、馬鈴しょを始め、豆類や根菜類は総合的に収量も品質も平年作を下回る厳しい結果となりました。現在、馬鈴しょについては価格維持のため懸命に販売努力を続けているところですし、JAようていでは、系統と連携し組合員の営農と生活の安定に向けて諸対応を行っているところであります。

さて、北海道農業は、農業者の高齢化と担い手の不足など、地域農業の構造変化が続く中で、農地制度改革や食料・農業・農村基本計画の見直し、戸別所得補償制度の米のモデル対策導入、

また本年から畑作物の戸別所得補償制度の導入など、農業政策は大転換期を迎えております。

一方、国の方の政府は、昨年10月1日の衆参両院本会議において、「環太平洋連携協定（TPP）等への参加を検討表明し、11月9日開催の閣議において「包括的経済連携に関する基本方針」を決定しました。農業分野については、管首相を議長とする「農業構造改革推進本部」を立ち上げ本年6月を目途に経済連携の推進と食糧自給率の向上・国内農業・農村の振興と両立させるための基本方針を取りまとめることで進めております。

TPPについて、農業の分野だけにとどまらず、農業の没落は失業増や消費購買力の減衰に連鎖し、国土保全能力の低下をも引き起こす恐れもあります。それより何より、この国の食料自給率の一段のさらなる低下を引き起こし、北海道農業はもとより、関連産業、地域経済に深刻な影響をおよぼすことが危惧されております。

このため、JAグループ北海道と連携し、断固阻止の立場から、今後も、全国のJAグループや道内の経済・消費者団体などと連携し、あらゆる対応を図ってまいります。

こうした中、JAようていでは第3次中期経営計画で設定してます各事業の目標達成に向け、第2・第3ブロックのブロック化（支所の再編）を実施し、業務体制の効率化と一層の事務コストの低減を進め、組合員の営農と生活を守るべく、第4次経営計画（平成25年～）へとつなげて参りたいと考えております。

また、本年から機構のなかで新たに「圃場情報分析室」（仮称）を設置し、現在まで蓄積された、マッピング・土壌分析・生産履歴等の営農データーを活用した組合員へのサポート体制を確立し、個々のレベルアップにより農業経営の安定化による持続型安定経営の確立を目指したいと考えております。

最後に、景気の低迷や、EPA・FTA農業交渉等の進展が、私ども農業界に与える影響が懸念されますが、組合員の皆さんをはじめ役職員が『一人は万人のために、万人は一人のために』という協同組合の理念をより所にして、JAへの結集を強め、協同運動を強力に展開することにより、この苦境を打開できるものと確信しております。

本年は災害がなく豊穰の出来秋を迎えることができますよう心から祈念申し上げます。

農業委員会活動報告

(平成22年7月～12月)

7月22日	現地調査(4班)
7月22日	山麓地区農業委員会協議会研修会
7月27日	利用調整会議(3班)
7月27日	第7回 総会
8月11日	農地委員会
8月18日	利用調整会議(3班)
8月26日	東北・北海道農業活性化フォーラム
8月27日	第8回 総会
9月27日	農地パトロール
9月27日	第9回 総会
10月 8日	現地調査(4班)
10月27日	第10回 総会
10月27日	第1回建議特別小委員会
10月27日	広報編集委員会
11月11日	地区別農業委員等研修会
11月17日	現地調査(2班)
11月17日	第2回建議特別小委員会
11月29日	建議特別委員会(全体会議)
11月29日	第11回 総会
11月29日	建議書提出
12月13日	農地等利用調整会議(2班)
12月27日	第12回 総会

農業委員選挙

選挙人名簿登載の申請

お忘れなく

農業委員選挙では、毎年1月1日に選挙資格の調査をしています。

申請用紙は、昨年の申請を基に該当する方に配布しております。

届いていない方や新たに該当される方は、役場2階の農業委員会事務局で手続きをしてください。

◆ 次のすべてに該当する農業者が対象です。

- 町内に住所を有する人
- 平成23年3月31日現在、満20歳以上の人
- 30アール以上の農地を耕作している経営者または同居の親族(農業生産法人の構成員を含む)で年間60日以上耕作従事者

◆ 問い合わせ 56-8017 (直通)

農業者年金に加入を

～農業者年金の特徴とメリット～

①農業者の方なら広く加入できます。→ ・60歳未満の人 ・国民年金第1号被保険者 ・年間60日以上農業に従事している人

②終身年金で80歳までの保証付き → 年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金が、死亡一時金として遺族に支給されます。

③大きな税制特例 → 保険料は、全額が社会保険料控除の対象になり、毎年の所得税と住民税が、節税できます。

④保険料の額は、自由に選択 → 月額2万円から6万7千円までの間で千円単位で自由に選択でき、いつでも見直すことができます。

⑤担い手には、保険料の助成も → 認定農業者で、年金等の一定の要件を満たす方は、保険料の国庫補助があります。

※申込などは、農業委員、JA担当者、農業委員会までお気軽に相談下さい。

編集後記

二〇一〇年の夏は湿度が高く、蒸し暑くて参りましたね。

温暖化が進むと、北海道で、ミカンが出来るようになると言います。

でも、ホックホクのいも・カボチャなど、現在、ここで採れているおいしい野菜たちは、夏はさわやか冬は厳しい気候だからこそ出来るものです。

(もちろん、農業に携わる皆さんの努力もあります)

北海道の自慢の「おいしい野菜たち」をこれから少しずつ味わいたい・・・そのために、私たちには何が出来るのだろうか?と考え込むこの頃です。

編集委員

(内田)

安達 進
三条 聡
三澤 正史
滝澤 正史
内田 やよい